

神奈川県における救命救急センターの指定方針

- 令和元年度第2回神奈川県医療審議会において3月24日に承認

- 1 救命救急センターの新設に当たっては、国の指針等を踏まえ、アクセス等にも配慮した全県的な地域バランスや地域の医療ニーズ等を考慮し、その適正な配置に努める。

- 2 救命救急センターは、原則として二次保健医療圏に1か所とする。
ただし、新たな救命救急センターの指定について地域医療構想調整会議で協議し、その必要性が認められた場合には、複数配置を考慮することとする。

- 3 既存の救命救急センターにおいても、国の指針等を踏まえ、引き続き、質の高い救急医療の提供を図るものとする。

- 4 この指定方針は、必要に応じて検討を加え、その結果に基づいて見直すこととする。